

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容		許可証等の再交付		消 No. 1 5	
根拠法令及び条項		鹿沼市危険物の規制に関する施行規則第 6 条第 1 項			
審査基準	関係条項				
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (②) (将来的に申請の対象が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、又は申請がまれであって、あらかじめ基準を設定することが困難であるため。)			
	参考事項				
	設定等年月日	平成 年 月 日設定			
		平成 年 月 日変更 (※	)		
		平成 年 月 日変更 (※	)		
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。) 未設定 (②) (将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、又は申請がまれであって、あらかじめ期間設定が困難であるため。)			
	設定等年月日	平成 年 月 日設定			
		平成 年 月 日変更 (※	)		
		平成 年 月 日変更 (※	)		

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容	防火対象物・防災管理対象物の定期点検報告制度の特例認定	消 No. 2 7
---------	-----------------------------	-----------

根拠法令及び条項		消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項 消防法第 3 6 条第 1 項
審査基準	関係条項	防火対象物点検結果報告書及び防災管理点検報告に係る事務処理要領
	基準 (未設定の場合はその理由)	認定の要件は、消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項及び消防法第 3 6 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項により、「申請者が防火対象物の管理を開始した時から 3 年が経過していること」、「過去 3 年以内において同法第 5 条第 1 項、同法第 5 条の 2 第 1 項、同法第 5 条の 3 第 1 項、同法第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、同法第 8 条の 2 の 5 第 3 項又は同法第 1 7 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令（防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が消防法若しくは同法に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたことがなく、又はされるべき事由が現にないこと」、「過去 3 年以内において同法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定による取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと」、「過去 3 年以内において同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項に規定による点検及び報告がされていること」、「過去 3 年以内において同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の報告について虚偽の報告がされたことがないこと」、「過去 3 年以内において同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがないこと」及び「防火対象物について、消防法又は同法に基づく命令に遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること」である。 なお、「点検基準」については、消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 及び消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 2 項、第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める告示の関係規定を、「総務省令で定める基準」については、消防法施行規則第 4 条の 2 の 8 の関係規定を参考のこと。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 2 2 年 2 月 1 日変更（※消防法の改正（H21.6 施行）のため ） 平成 2 6 年 3 月 1 日変更（※事務処理要領作成に伴い明確化 ）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3 0 日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	住宅用防災機器の設置及び維持	No. 28
----------	----------------	--------

根拠法令及び条項		消防法第9条の2
処分基準	関係条項	鹿沼市火災予防条例第40条から第42条まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	(住宅用防災機器) 第40条 住宅(消防法(以下「法」という。)第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。)の関係者(住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。)は、次条及び第42条に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。 (1) 住宅用防災警報器(消防法施行令(以下「令」という。)第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。) (2) 住宅用防災報知設備(令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。) (住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準) 第41条 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。 (1) 就寝の用に供する居室(建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。第4号及び第5号において同じ。) (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。)を除く。)から直下階に通じる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端 (3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)から下方に数えた階数が2である階に直上階から通じる階段の下端(当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。) (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)から直下階に通じる階段の上端 (裏面1へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	住宅用防災機器の設置及び維持	No. 2 8
----------	----------------	---------

(裏面 1)

審査基準

基準
(未設定の場合はその理由)

(5) 前 4 号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階（この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分

ア 廊下

イ 廊下が存しない場合にあっては、当該階から直下階に通じる階段の上端

ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあっては、当該階の直上階から当該階に通じる階段の下端

2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。

(1) 壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分

(2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から1.5メートル以上離れた位置に設けること。

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に掲げるものをいう。この表において同じ。）
第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

6 住宅用防災警報器は、前5項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあっては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。

(2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあっては、正常に電力が供給されていること。

(3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線から取ること。

(裏面 2 へ)

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	住宅用防災機器の設置及び維持	No. 2 8
----------	----------------	---------

(裏面 2)

審査基準

基準
(未設定の場合はその理由)

(4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条第 5 号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあっては、交換期限が経過しないよう適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあっては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

第 4 2 条 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 5 6 年自治省令第 1 7 号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分に設けること。

2 感知器は、前条第 2 項及び第 3 項に定める位置に設けること。

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	感知器の種別
前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 5 号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 9 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 1 7 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。この表において同じ。）
前条第 1 項第 5 号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 8 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 1 6 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 2 1 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で令第 3 7 条第 7 号から第 7 号の 3 までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第 2 1 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

5 住宅用防災報知設備は、前 4 項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 5 6 年自治省令第 1 9 号）第 2 条第 7 号に規定するものをいう。この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

(2) 前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあっては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように当該階に補助警報装置を設けること。

（裏面 3 へ）

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	住宅用防災機器の設置及び維持	No. 2 8
----------	----------------	---------

(裏面 3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置を講ずること。ただし、配線が感知器から外れた場合又は配線に断線があった場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。 (4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること。 ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。 イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。 (5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。 (6) 前条第 6 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号の規定は感知器について、同条同項第 2 号から第 4 号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。
------	---------------------	---

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容	危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認	消 No. 2 9
---------	------------------	-----------

根拠法令及び条項		消防法第 1 0 条第 1 項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	仮貯蔵又は仮取扱いの承認については、仮貯蔵等をしようとする危険物の種類、数量、性質等に応じ、火災の予防上安全であるか否かを判断する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容	製造所等の設置又は変更の許可	消 No. 3 0
---------	----------------	-----------

根拠法令及び条項		消防法第 1 1 条第 1 項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	許可の要件は、消第 1 1 条第 2 項により、「法第 1 0 条第 4 項の技術上の基準に適合していること。」及び「当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること」である。 法第 1 0 条第 4 項の技術上に基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに通知を参考とすること。 なお、「当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれのないものであること」については、昭和 5 1 年の法改正により追加されたものであり、その趣旨は、「現在、予想することができない特殊な危険物の貯蔵方法又は取扱い方法が公共の安全の維持又は災害の防止上支障がないか否かを判断する必要があるので、これらの判断を製造所等の許可に係らしめるものとしたもの」であり、「従来の羈束行為としての許可の性格が変更されたものではない」ことに留意すること。(「消防法の一部を改正する法律について」(昭和 5 1 年 7 月 8 日付け消防危第 2 1 号))
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容	製造所等の完成検査	消 No. 3 1
---------	-----------	-----------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容		完成検査前の製造所等の仮使用の承認	消 No. 3 2
---------	--	-------------------	-----------

根拠法令及び条項		消防法第 1 1 条第 5 項ただし書	
審査基準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 承認に係る部分が変更の工事に係る部分以外の部分であること。 2 当該仮使用の承認申請に係る施設の部分が、変更の工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分であるか否かを調査し、必要に応じて防火上の措置を講ずるよう指導のうえ、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認められていること。(「消防法の一部を改正する法律の施行について」(昭和 4 6 年 7 月 2 7 日付け消防予第 1 0 5 号))	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容	製造所等の完成検査前の検査	消 No. 3 3
---------	---------------	-----------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容		製造所等の緊急使用停止命令又は使用制限	消 No. 3 9
----------	--	---------------------	-----------

根拠法令及び条項		消防法第 1 2 条の 3	
処分基準	関係条項	消防法第 1 1 条の 5 第 4 項及び第 5 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。 2 第 1 1 条の 5 第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容	予防規程の制定又は変更の認可	消 No. 4 1
---------	----------------	-----------

根拠法令及び条項		消防法第 1 4 条の 2 第 1 項	
審査基準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	認可の要件は、法第 1 4 条の 2 第 2 項により、「法第 1 0 条第 3 項の技術上の基準に適合していること」及び「その他火災の予防のために適当であること」である。 「火災の予防」とは、単に火災の発生を防止することだけではなく、一旦発生した火災の延焼拡大を防止し、被害を最小限度にとどめることであることをいうから、平常時における危険物の貯蔵又は取扱いの方法のほか、緊急時における措置の方法も予防規程の重要な内容となることに留意する。 技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに通知による。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日 設定 平成 年 月 日 変更 (※) 平成 年 月 日 変更 (※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 4 日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日 設定 平成 年 月 日 変更 (※) 平成 年 月 日 変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容	火薬類の消費の許可	消 No. 5 2
---------	-----------	-----------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

栃木県煙火消費許可等事務処理要領

平成19年2月28日制定

（目的）

第1条 栃木県内における煙火の消費に関する事務処理に当たっては、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「政令」という。）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）、栃木県火薬類取締法施行細則（昭和58年6月1日栃木県規則第36号。以下「細則」という。）及びその他の法令に定めのあるもののほか、この要領の定めるところによるものとし、火薬類による災害を防止することを目的とする。

（煙火の消費に必要な手続）

第2条 煙火を消費しようとする者は、法第25条第1項の規定により許可を受けなければならない。ただし、規則第49条第4号、第4号の2又は第6号に定める数量以下の煙火（別表1のとおり）を消費する場合は、この限りでない。

（煙火消費許可の申請）

第3条 法第25条第1項の規定による許可（以下「煙火の消費許可」という。）を受けようとする者は、火薬類消費許可申請書（煙火用）（様式第1号。本項各号に掲げる書類を含めて以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類及び申請手数料を添えて、法第25条第1項及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号。以下「特例条例」という。）別表第1の22の2の項第1号の規定により、消費場所が所在する市又は町の長（以下「市町長」という。）に申請しなければならない。

（1）煙火消費計画書（様式第2号）

打出仕掛煙火（小型煙火）を消費する場合は、打揚形状図（打ち揚げの高さ及び火の粉等の飛散範囲が記載されているもの）を添付する。

（2）保安対策計画書（様式第3号）

保安管理組織図（様式第4号）及び緊急連絡体制図（様式第5号）を添付する。

（3）消費場所付近の見取図

（4）土地所有者からの土地使用承諾書の写し

道路、河川、公園等の場合は、その管理者からの使用許可証等の写しとする。

2 申請書は、煙火を消費しようとする日の30日前から14日前までの期間内に提出しなければならない。

3 申請書の提出部数は、3部（正本1部、副本2部）とする。

（申請手数料）

第4条 前条第1項の申請手数料は、申請書提出先の市又は町が定めるところにより、納付しなければならない。

（許可基準）

第5条 市町長は、第3条の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査し、次条から第12条までの基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

2 市町長は、煙火消費の目的、場所、日時、数量又は方法が不適當であると認めるときその他煙火の消費が災害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、許可をしてはならない。

（保安距離）

第6条 煙火を消費する場合には、煙火の種類及び重量に応じて、打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離（以下「保安距離」という。）をとらなければならない。ただし、主催者が所有又は占有する耐火性建築物及び道路管理者の同意が得られ、かつ、交通制限が可能な道路については、この限りでない。

（打揚煙火の保安距離）

第7条 打揚煙火（スターマインを含む。以下同じ。）の保安距離は、別表2の距離を必要最低限の距離とする。

2 市町長は、消費場所の地理的状況、気象状況、警備方法、火災の警戒及び消火体制等を総合的に判断して、前項の保安距離を延伸することができる。

（打揚煙火以外の煙火の保安距離）

第8条 打揚煙火以外の煙火（手筒煙火を除く。）の保安距離は、別表3の距離を必要最低限の距離とする。

2 手筒煙火の保安距離は、別表4の距離を必要最低限の距離とする。

3 市町長は、消費場所の地理的状況、気象状況、警備方法、火災の警戒及び消火体制等を総合的に判断して、前2項の保安距離を延伸することができる。

（保安管理体制の整備）

第9条 煙火を消費しようとする者は、次の各号に掲げる保安管理体制を整え、消費場所の安全を確保しなければならない。なお、第2号に掲げる者と第3号に掲げる者及び第5号に掲げる者と第6号に掲げる者は、消費の規模により、保安上支障がない場合に限り、兼務をすることができる。

- (1) 煙火最高保安責任者（安全確保の総括管理をする者）
- (2) 煙火保安責任者（消費場所における保安責任者）
- (3) 煙火連絡責任者（消費場所における保安担当者）
- (4) 煙火消費総責任者（煙火消費業務における最高責任者）
- (5) 現場責任者（煙火消費業務における保安責任者）
- (6) 各班責任者（現場責任者の指示の下、消費従事者を指揮する者）

2 煙火を消費しようとする者は、事故の発生、天候の急変等緊急時の措置について、あらかじめ十分な検討を行うとともに、かかる事態の発生に際しては、迅速に対応しなければならない。

（打揚煙火に係る保安対策）

第10条 煙火を消費しようとする者は、不開発玉（打揚筒から発射された煙火玉が上空で開かず地上に落下したものをいう。以下同じ。）の発生等を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）親みち（煙火玉の導火線をいう。）に伝火薬を付ける、着火薬を付ける、薬紙を付ける、着火線を付ける等の不着火防止対策を実施すること。

（2）重ね玉の場合、上下の玉をクラフト紙若しくはビニール袋で包み、又は上の玉と下の玉との間に緩衝材を使用すること等により、運搬中の上下の玉の衝突又は動揺による親みちの火薬のこぼれ又は損傷を防ぐ措置を講じること。ただし、消費場所において、煙火玉を打揚筒に装てんする場合は、この限りでない。

（3）煙火玉に方向性を与えるために、次のアからウまでに掲げる措置を講じること。

ア 適正量の打揚用火薬を使用し、装薬に当たっては、片寄りが生じないように慎重に行うこと。

イ 打揚筒は、垂直に固定し、かつ、打ち揚げの際の衝撃により、当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。

ウ 直径9 cmを超える煙火玉には、取手、なわ、ひも等の装着その他の保安上の措置を講じること。

（4）打揚筒に煙火玉を重ねて装てんする場合は、2個までとすること。

（消費場所における保安対策）

第11条 煙火を消費しようとする者は、消費場所において、次の各号に掲げる保安対策を講じなければならない。

（1）保安距離を確保するため、煙火が消費場所に到着した時点から煙火消費終了後の残火薬類の確認及び回収作業が終了するまでの間、関係者以外の立ち入りを禁止する危険区域を、看板、柵、ロープ等の設置又は警備員の配置等により、具体的に設定すること。

（2）消費場所周辺及び星等の落下が予想される場所に枯草等の着火しやすい物（以下「着火物」という。）がある場合には、当該着火物を事前に撤去する、散水する、防災シートで覆う等の防火措置を講じること。

（3）手筒煙火を消費する場合には、火の粉の吹き出し方向の前後に、次の基準を満たす防護壁を設置すること。

ア 鏡等が飛来しても防護できる強度を有するもので、畳、土のう等とすること。

イ 幅は、筒の左右の振れが起こっても対応できる長さとし、2 m程度とすること。

ウ 地面からの高さは、90 cm程度とし、防護壁と手筒煙火までの距離は、筒の上下の振れが起こっても鏡等の飛来を防護できる距離とすること。

（4）煙火の消費終了後、直ちに消費場所周辺の残火薬類の有無の確認及び回収を行うほか、

翌日早朝にも同様に実施すること。併せて、その結果を市町長に報告すること。

（煙火の消費作業従事者）

第12条 煙火の消費において、火薬類を取り扱う者は、社団法人日本煙火協会が定める「煙火消費保安手帳」又は「煙火消費保安臨時手帳」を所持する者に限る。

（警察署長からの意見聴取）

第13条 市町長は、煙火の消費許可をしようとするときは、法第52条第1項及び特例条例別表第1の22の2の項第7号の規定により、消費場所を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）の意見を聴かなければならない。

2 警察署長からの意見の聴取は、申請書副本1部を添付した文書（様式第6号）をもって行うものとする。

（現地調査）

第14条 市町長は、許可処分に当たっては、申請書に記載されている内容の確認、申請書に添付された消費場所付近の見取図と現地の状況に相違がないことの確認、規則第56条の4に定める煙火消費の技術上の基準に適合していることの確認等をするため、現地調査を行わなければならない。

2 前項の現地調査は、煙火の消費許可を受けようとする者、消費場所を管轄する警察署及び消防署等の関係者の立会いを求めて行うものとする。

（許可証の交付及び再交付）

第15条 市町長は、煙火の消費許可をしたときは、火薬類消費許可証（様式第7号。以下「許可証」という。）を交付する。

2 前項に規定する許可証を喪失し、汚損し、又は盗取された者は、直ちに市町長に届け出るとともに、火薬類消費許可証再交付申請書（様式第8号）による再交付の申請をしなければならない。

（警察署長への許可通報）

第16条 市町長は、煙火の消費許可をしたときは、法第52条第2項及び特例条例別表第1の22の2の項第8号の規定により、様式第9号により、警察署長に通報しなければならない。

（変更の届出等）

第17条 煙火の消費許可を受けた者は、火薬類消費許可申請書（煙火用）の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、消費場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は煙火消費計画書の記載事項に変更があったときは、規則第81条の14及び特例条例別表第1の22の2の項第11号の規定により、火薬類消費許可申請書又は煙火消費計画書の記載事項変更届（様式第10号）を市町長に提出しなければならない。なお、火薬類の種類及び数量、目的、消費場所、日時並びに危険予防の方法に変更がある場合には、改めて許可を受

なければならない。

（立入検査）

第18条 市町長は、煙火の消費許可をした場合、煙火消費の当日において、第6条から第12条までに定める許可基準の適合状況及び規則第56条の4に定める煙火消費の技術上の基準の適合状況を確認するため、法第43条第1項及び特例条例別表第1の22の2の項第3号の規定による消費場所の立入検査を行わなければならない。

2 前項の立入検査の方法及び内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 立入検査は、煙火の消費許可を受けた者、消費場所を管轄する警察署及び消防署等の関係者の立会いを求めて、煙火消費の開始前から煙火消費終了後の残火薬類の有無の確認及び回収作業が終了するまで行う。
- (2) 煙火消費開始前の検査においては、許可をした内容と消費場所に相違がないこと、規則第56条の4に定める煙火消費の技術上の基準に適合していること等を確認する。
- (3) 煙火消費中は、消費場所全体を見渡せる場所から、打揚状況、観客の動向等を監視し、次条各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、警察署、消防署等の関係者と協議の上、打揚げの中断等を指示するなど、事故防止に努める。
- (4) 煙火消費終了後は、第11条第4号に規定する残火薬類の有無の確認及び回収作業に立ち会い、作業が適切に行われたことを確認する。

（煙火消費等の中断又は中止）

第19条 市町長は、煙火消費の準備中又は煙火消費中において、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第45条及び特例条例別表第1の22の2の項第4号の規定により、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中断又は中止の措置をすることができる。

(1) 煙火消費の基準等が守られない場合

- ア 規則第56条の4の規定又はこの要領による煙火消費の技術上の基準が守られないとき。
- イ 申請書に記載した「危険予防の方法」が守られないとき。
- ウ 申請書に記載した立入禁止区域内に関係者以外の者が立ち入ったとき。
- エ 市町長が煙火の消費許可に当たり、当該消費場所に関して付した許可条件が守られないとき。

(2) 消費場所における天候上の原因により、危険な状況になるおそれがある場合

- ア 強風が一定時間継続して吹き、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。
- イ 大雨又は落雷のおそれがあり、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。
- ウ 消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災警報が発令されたとき。
- エ 河川の増水等により、消費場所が冠水するおそれがあるとき。

(3) 不開発玉が発生した場合

(4) 事故等が発生した場合

- ア 煙火の消費による火災、物損事故又は人身事故が発生したとき。

イ

過早発（煙火玉が発射直後に開発することをいう。）、低空開発（煙火玉が性能上危険な高度で開発することをいう。）若しくは推進方向が安定しない煙火玉が連続し

して発生し、又は筒ばね（煙火玉が打揚筒の中で破裂することをいう。）が発生することにより、安全な煙火の消費の継続が困難になったとき。

（5）前各号に定めるもののほか、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認める場合

（煙火の消費による事故が発生した場合の対応）

第20条 市町長は、煙火の消費による事故が発生した場合には、負傷者の救護、消火活動等を最優先とするとともに、事故の拡大及び再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）法第45条及び特例条例別表第1の22の2の項第4号の規定により、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中断を命じること。

（2）法第47条及び特例条例別表第1の22の2の項第6号の規定により、現状変更の禁止を命じること。

（3）事故の発生原因が不明であり、かつ、煙火消費の準備行為又は煙火消費の再開によって、再度、同種の事故の発生が予測されるときは、法第45条及び特例条例別表第1の22の2の項第4号の規定により、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中止を命じること。

2 市町長は、前項第1号に掲げる措置を講じたときは、警察署、消防署等の関係者と協議し、事故の再発の危険性がないことを確認した場合に、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中断の解除を指示することができる。

3 市町長は、煙火の消費による事故が発生した場合には、直ちに、次の各号に掲げる事項について、栃木県知事（以下「知事」という。）に通報するものとする。

（1）事故発生日時

（2）事故発生場所

（3）事故に係る火薬類の種類、数量及びその取扱いの種別

（4）被害の状況

（5）事故の発生原因又は推定原因

（事故発生の報告）

第21条 煙火の消費による事故が発生した場合には、煙火の消費をした者は、直ちに、事故発生場所の市町長に連絡するとともに、法第46第2項の規定による事故報告書（様式第11号）を、速やかに、事故発生場所の市町長に提出しなければならない。

2 前項の事故報告書を受領した市町長は、事故発生日から14日以内に、煙火消費関係事故報告書（様式第12号）を知事に提出するものとする。

（許可証の返納）

第22条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、

速やかに、当該許可証を交付した市町長に返納しなければならない。

- (1) 許可が取り消されたとき。
- (2) 煙火消費を終了し、又は煙火消費をしないこととなったとき。
- (3) 許可証の有効期間が満了したとき。

(許可を要しない消費)

第23条 この要領は、規則第49条第4号、第4号の2及び第6号に定める無許可消費数量に該当する煙火の消費に関する行為にも適用される。

(許可件数の報告)

第24条 市町長は、煙火の消費許可に係る事務処理件数について、様式第13号により、毎年度終了後10日以内に知事に報告するものとする。

(適用除外)

第25条 蜂酔弾（土蜂を採取するために消費する煙火をいう。）の消費については、第6条から第14条まで、第18条及び第23条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。